

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

壬生町水道課より大切なお知らせ

## 2019年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。  
※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1~H11.3.31	改正法施行日の前日から1年:2020年9月29日まで
H11.4.1~H15.3.31	〃 2年:2021年9月29日まで
H15.4.1~H19.3.31	〃 3年:2022年9月29日まで
H19.4.1~H25.3.31	〃 4年:2023年9月29日まで
H25.4.1~R 1.9.30	〃 5年:2024年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、ダイレクトメールにて通知をします。  
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知は、いたしません。

※窓口の混雑密集を避けるため左表からさらにグループ分けを行い別途通知をいたします。

### ●指定更新の要件は**新規指定と同様**で、下記の確認を行います

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

### ●更新申請に必要な書類

- ※水道法第25条の2を準用
- 様式第1及び第2
- 機械器具調書
- 定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- 選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

### ●指定更新申請時に下記の項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ①指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ②給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ③適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

### ●左記項目の確認資料

- ②外部研修及び自社内研修の受講実施履歴等
- ③施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせ先◇

壬生町水道事業 建設部水道課工務係 0282-82-2260